

○厚生労働省令第百二十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十月七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第一条 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に改める。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第七十五条、第七十五条の二第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほふく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）並びに附則第九十四条第一項の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準及び第八章から第九章の四までの規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。

（）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第二条中「最低基準は、」を「法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する」に改め、「（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）」を削る。

第三条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第一章中第十四条の三の次に次の一条を加える。

（大都市等の特例）

第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指

定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

- 3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第

一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

第三十五条中「、これを定める」を「定める指針に従う」に改める。

第四十三条第九号及び第十号並びに第八十一条第一項第四号中「厚生労働大臣又は」を削る。

第九十条第一項中「第二十八条第三号、第四十三条第三号及び第八十二条第三号」を「第二十八条第五号、第三十八条第二項第四号、第四十三条第八号及び第八十二条第七号」に改め、同条第二項中「第四十

三条第二号及び第八十二条第二号」を「第二十一条第四項、第二十七条第三項、第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第四項、第四十三条第四号、第七十五条第三項、第八十条第四項及び第八十二条第四号」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。)第十条七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))



）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第六条及び第十二条の規定による基準

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第三項第一号及び第四項第一号口並びに附則第二項（第十一条第四項第一号口に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十六条第四項及び第五項、第二十六条並びに第二十九条の規定による基準

四 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十条の規定による基準

五 法第十七条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準

以外のもの

第十一条第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 特別養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第十七条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。

）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第六条(第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。)、第十二条、第十六条第七項、第三十七条第八項、第四十条第二項及び第三項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第五十六条(第十三項を除く。)、第五十七条第七項並びに第六十二条第八項の規定による基準

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第三十五条第四項第一号イ(4)(床面積に係る部分に限る。)、第五十五条第三項第一号及び第四項第一号ハ、第六十一条第四項第一号イ(4)(床面積に係る部分に限る。)、並びに附則第三条第一項(第十一条第四項第一号ハ及び第十五条第四項第一号ハに係る部分に限る。)、の規定による基準

三 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定める

に当たって従うべき基準 第十五条第四項及び第五項、第十六条第八項、第二十二條（第四十二條において準用する場合を含む。）、第二十八條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十一條（第四十二條、第五十九條及び第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十六條第六項及び第七項（第六十三條において準用する場合を含む。）、第三十七條第九項、第五十七條第八項並びに第六十二條第九項の規定による基準

四 法第十七條第一項の規定により、同條第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第十一條第二項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改め、同條第四項第一号イ及び第五十五條第四項第一号イ中「四人以下」を「一人」に改める。

附則第六條中「老人福祉法」を「法」に改める。

(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

第四条 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

(法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件)

第三条の二 法第十五条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
- 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

第三条の三の次に次の一条を加える。

(法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件)

第三条の四 法第十五条の六第三項の厚生労働省令で定める要件は、職業を転換しようとする労働者等に

対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条、第四十一条、第五十条第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第一百六条、第一百七条、第三百三十条第六項（第四百

十条の三十二において準用する場合に限る。）、第四百十条の二十七、第四百十条の二十八、第四百十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準

二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四百十条の三十第一項第一号及び第二項第一号ロの規定による  
基準

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第九十九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第九十九条、第四百十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、第二百二十五条第一項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）、第二百二十八条第四項及び第五項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第三百三十条

第七項（第四百十条の三十二において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四百十条の二十九の規定による基準

五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第一百五条の四、第一百五条の五、第一百十一条、第二百一十一条、第二百二十二条、第三百十条第六項、第四百十条の八第七項、第四百十条の十一の二第二項及び第三項、第四百二十二条、第四百五十五条の十の二第二項及び第三項、第四百七十五条、第四百七十六条、第四百九十二条の四、第四百九十二条の五、第四百九十四条、第四百九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五十条の七第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第二項、第一百十二条第一項、第二百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百十条の四第六項第一号イ(3)



(床面積に係る部分に限る。)、第四百四十三条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)、及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第五百五十五条の四第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第三条(第二百二十四条第六項第一号口に係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百九十九条、第二百五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第九条(第十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百五十五条の十九、第一百九十九条、第四百四条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第五百五十五条(第五百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第二百五五条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、第二十条、第三十三条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百五十五条の十九、第一百九十九条、第四百十条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第五百五十五条(第

百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の十九、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第六十九条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第七十一条、第百五条の八第一項、第百二十五条第一項（第百四十条の十三及び第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百二十八条第四項及び第五項、第百三十条第七項、第百四十条の七第六項及び第七項、第百四十条の八第八項、第百四十六条第四項及び第五項、第百四十八条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項及び第七項、第百五十五条の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百八十三条第四項（第百九十二条の十二にお

て準用する場合を含む。)及び第五項(第九十二条の十二において準用する場合を含む。)並びに第九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第五十条の六及び第二百二十三条(第四十条の五において準用する場合を含む。)の規定による基準

九 法第四十二条第一項第二号又は第七十四条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二条第二項各号及び第七十四条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針(第一条)」を「趣旨及び基本方針(第一条・第一条の二)」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

## 第一章 趣旨及び基本方針

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

### (趣旨)

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十八条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十八条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第十三条第七項、第二十一条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第八項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三条第一項第一号ロ、第四十条第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）及び附則第四条第一項（第三条第一項第一号ロに係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定め

るに当たって従うべき基準 第四条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四条の二（第四十九条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項及び第五項、第十三条第八項、第十九条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）、第四十二条第六項及び第七項並びに第四十三条第九項の規定による基準

四 法第八十八条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第二条中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三条第一項第一号イ中「四人以下」を「一人」に改める。

第三十八条中「第一章」を「第一条の二」に改める。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）

の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改め、第一章の章名を次のように改める。

#### 第一章 趣旨及び基本方針

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

#### （趣旨）

第一条 介護老人保健施設に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九十七條第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに同条第二項の規定による医師及び看護師の員数の基準は、それぞれ次の各号に定める規定による基準とする。

- 一 療養室、診察室及び機能訓練室の基準 第三条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）
- 二 第四十一条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る。）
- 三 附則第四条、附則第八条から附則第十一条まで、附則第十三条、附則第十四条、附則第十五条第一項及び附則第十六条（機能訓練室に係る部分に限る。）の規定による基準

二 医師及び看護師の員数の基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分に限る。）の規定による基準

2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第五条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び第五項、第十五条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項及び第七項並びに

第四十四条第八項の規定による基準

三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各号及び前二号に定める規定による基準以外のもの

第二条中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三十九条中「第一章」を「第一条の二」に改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。



一 法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条、第四十二条第一項及び第三項から第五項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百十条、第一百一十一条、第一百三十一条（第十四項を除く。）、第一百三十九条第七項、第四百六十六条、第六百六十三条第八項、第六百六十七条第二項及び第三項、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準

二 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六十七条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ、第九十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項、第三百三十二条第一項第一号ロ、第六百六十条第一項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第一項の規定による基準

三 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十二条第二項、第四十六条第一項及び第六十六条の規定による基準

準

四 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項（第六十一条、第八十八条、第一百八条、第一百五十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、第十条（第六十一条、第八十八条、第一百八条、第一百五十七条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十四条（第六十一条、第八十八条、第一百八条及び第二百二十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条（第六十一条、第八十八条、第一百八条及び第二百二十九条において準用する場合を含む。）、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条第二項、第一百零三条第一項から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百零八条第四項及び第五項、第一百三十七條第四項及び第五項、第一百三十九条第八項、第一百四十五条（第六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十三条（第六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第六十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十二条第六項及び第七項並びに第一百六十三条第九項の規定による基準

五 法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定

めるに当たって標準とすべき基準 第九十三条第一項及び第二項並びに附則第七条の規定による基準  
六 法第七十八条の四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第三百三十二条第一項第一号イ中「四人以下」を「一人」に改める。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)

第九条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)以下「法」と

いう。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十一条、第四十二条、第五十七条第四号(第六十一条において準用する場合に限る。)、第五十八条、第五十九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百四十五条第六項(第一百八十五条において準用する場合に限る。)、第一百八十条、第一百八十一条、第二百六十七条(第二百八十条において準用する場合に限る。)及び第二百七十九条の規定による基準

二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第一百八十三条第一項第一号及び第二項第一号口並びに附則第四条(第一百八十三条第二項第一号口に係る部分に限る。)の規定による基準

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十五条、第六十一条、第一百五十五条及び第二百

八十条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十五条、第六十一条、第一百八十五条、第一百八十条において準用する場合に限る。）、第三十一条（第四十五条、第六十一条、第一百八十五条、第一百八十条において準用する場合に限る。）、第三十五条（第四十五条、第六十一条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第六十一条、第一百八十五条、第一百八十条、第一百八十五条及び第二百八十条において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十四条、第一百三十三条第一項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）、第一百三十五条（第一百八十五条において準用する場合に限る。）及び第一百四十五条第七項（第一百八十五条において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第一百八十二条の規定による基準

五 法第一百五十五条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十七条、第四十八条、第五十七条第四号、第六十三条、第六十四条、第七十九条、第八十八条、第九十七条、第九十八条、第一百十七條、第一百二十九条、第一百三十条、第一百四十五条第六項、第一百五十七条第二項及び第三項、第一百六十一条第七項、第

百八十七条、第二百八条第二項及び第三項、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百八十二条並びに第二百八十三条の規定による基準

六 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十八条第一項、第百三十二条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第百五十三条第六項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第百八十八条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第二百五条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第二条（第百三十二条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百七条、第百二十三条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、

第九条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百二十二条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第二十二條、第三十一条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百十二条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第五十五条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第一百七条、第二百二十三条、第四百十二条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）、第七十条、第七十七条第一項から第三項まで、第三百三十三条第一項（第五十九条及び第九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三百三十六条（第五十九条において準用する場合を含む。）、第四百四十五条第七項、第四百六十一条第八項、第四百九十一条（第二百十条において準用する場合を含む

。)、第九十八條、第二百條第六項、第二百十二條第七項、第二百三十四條第一項から第三項まで、第二百三十五條第一項及び第二項(第二百六十二條において準用する場合を含む。)、第二百三十九條(第二百六十二條において準用する場合を含む。)、並びに第二百五十八條第一項から第三項までの規定による基準

八 法第百十五條の四第二項の規定により、同條第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第三百三十一條(第百五十四條において準用する場合を含む。)の規定による基準

九 法第五十四條第一項第二号又は第百十五條の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四條第二項各号及び第百十五條の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正)



第十条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第百十五条の十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項及び第三項から第五項まで、第六条、第八条、第十条、第四十四条から第四十六条まで、第七十条から第七十二条まで、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準

二 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を

定めるに当たって従うべき基準 第四十八条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ロ並びに第七十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項の規定による基準

三 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項、第九条第一項及び第四十七条の規定による基準

四 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第十二条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第五十三条、第六十七条第二項、第七十七条及び第八十八条第条において準用する場合を含む。）、第五十三号、第六十七号第二項、第七十七号及び第八十八号第二項の規定による基準

五 法第百十五条の十四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第七十三条第一項及び第二項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定による基準

六 法第百十五條の十四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例

を定めるに当たつて従うべき基準 第四十四条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）  
、第四十五条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条（第二百六条におい  
て準用する場合に限る。）、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第一百六十条第三項（第二十  
六条において準用する場合に限る。）、第一百六十三条第三号、第一百七十二条第三号、第二百三条第二  
項、第二百二十条及び第二百二十一条の規定による基準

二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例  
を定めるに当たつて従うべき基準 第二百五条の二第一項第三号の規定による基準

三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例  
を定めるに当たつて従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百  
二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十八条第一項及び第二項、第二十  
六条並びに第二百二十三條第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項  
及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三條第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（  
第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三條第一項において準用する場合に限る

。)、第四十七条(第四十八条第二項において準用する場合を含む。)、第七十三条(第二百六条並びに第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。)、第八十三条第六項(第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。)、第八十五条(第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。)、第六十条第四項(第二百六条及び第二百二十三条第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。)、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準

四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第二百五条の二第一項第二号及び第二百二十二条の規定による基準

五 法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条(第七条において準用する場合を含む。)、第六条(第七条、第一百十六条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。)、第五十条、第五十一条(第八十条、第一百五十七条、第六十七号、第七十七号、第八十七号及び第九十九号において準用する場合を含む。)、第七十八条、第七十九条第二項(第一百五十七条、第六十七号、第七十七号、第八十条、第八十

七条及び第九十九条において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項、第一百五十五条、第二百七十条、第三百三十八条、第三百三十九条（第二百九条において準用する場合を含む。）、第三百五十六条、第三百六十条第三項（第七十一条、第八十四条、第九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第八十六条（第九十九条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百五十五条及び第二百七条の規定による基準

六 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五十二条第一項（病室に係る部分に限る。）、第一百七十七条第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第四十条第五項（居室に係る部分に限る。）（第二十条において準用する場合を含む。）及び第七項第二号（第二十条において準用する場合を含む。）、第六十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロ並びに附則第十八条（居室に係る部分に限る。）の規定による基準

七 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百

二十五条、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第十一条（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第九百七十一條、第九百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第二十七條（第四十三條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第三十六條（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第九百七十一條、第九百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第四十條（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第九百七十一條、第九百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第四十條（第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第九百七十一條、第九百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。）、第六十二條第五項、第七十三條（第九十三條、第二百二十五條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第九百七十一條、第九百八十四條、第九百九十七條、第二百二條及び第二百十三條において準用する場合を含む。）、第八十三條第十四條、第九百九十七條、第二百二條及び第二百十三條において準用する場合を含む。）、第八十三條第六項、第八十五條（第九百八十四條において準用する場合を含む。）、第三百二十二條第二項、第四百

十七条第三項、第六十条第四項（第一百七十一条、第八十四条、第九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条、第九十二条、第二百一条及び第二百一条第二項の規定による基準

八 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四十条第四項（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百十四条、第二百十八条並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九 法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準以外のもの

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八



年厚生労働省令第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準

二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条第一項(居室に係る部分に限る。)及び第二項第二号ハの規定による基準

三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定め

るに当たって従うべき基準 第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準

四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十三条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第十二条（第三項を除く。）第三十五条（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十条第三項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十五条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定める

に当たつて従うべき基準 第十一条第一項（病室に係る部分に限る。）並びに第五十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロの規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第五項、第二十八条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第七十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四十二条第六項、第四十四条（第七十条において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十七条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第十条、第十二条第三項、第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十条第二項（第五十五条、第六

十一條及び第七十條において準用する場合を含む。）、第五十七條、第七十三條、第七十六條第二項（第八十八條において準用する場合を含む。）及び第八十九條の規定による基準

五 法第八十條第一項の規定により、同條第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五十八條第七項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

（障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十四條 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条及び第九条の二第二項の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条、第十五条及び第十七条の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第七条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項以外の事項につ

いて都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十五条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及

び第三条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第一号ロ並びに附則第二条の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十四条及び第十六条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第三条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市



(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)においては「を」「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

(障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十六条 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条

及び第四条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号ロ及び第六号ロを除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十二条第三項の規定による基準

二 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準

三 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十九条、第四十条及び第四十三条の規定による基準

四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九条、第十一条第一項第二号ロ及び第六号ロ並びに第十二条の二第二項の規定による基準

五 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第四条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては」を「指定都市及び中核市にあつては」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を超えない期間内において、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第三条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運

営に関する基準（以下「新特養基準」という。）第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イの規定の適用については、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、当該条例の制定施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イの規定を適用する場合には、新特養基準第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新介護老人福祉施設基準」という。）第三条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第七十八条の四第一項又は第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第三百三十二条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新地域密着型サービス基準第三百三十二条第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ

中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第五条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十三号、第六条の八第一項、第二十五条の二十八第二項第六号、第三十六条の三十五第一号から第三号までの規定並びに第三十六条の三十八第一項第六号及び第二項中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改める。

(医療法施行規則の一部改正)

第六条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(国民年金法施行規則の一部改正)

第七条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二十九号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第八条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改め、第一章の章名

を次のように改める。

## 第一章 趣旨及び基本方針

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

### (趣旨)

第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第一百条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第二十二條（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準

- 二 法第一百条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定める



に当たって従うべき基準 第三条第二項第二号、第四条第二項第二号、第五条第二項第二号、第三十条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第四十条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）並びに第四十一条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第一百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第六条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十四条第四項及び第五項、第十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

四 法第一百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第七条第二項中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第三十七条中「第一章」を「第一条の二」に改める。

（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第十条 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第四十三号、第七百十三条第十六号及び第七百四十二条第十九号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適

用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び第二条中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十三条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第十号イ及びロ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

